

小松島市緊急持続化給付金

支給対象者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者など

○法人:小松島市に本社を有する法人

○個人:小松島市に住所又は事業所を有する個人である者

(個人においては、総収入のうち事業収入が占める割合が2分の1を超える者)



支給要件

○法人:平成31年3月以前より創業している法人であって直近の決算年度とその前の決算年度の売上を比較して20%かつ20万円以上減少していること

○個人:平成30年12月以前より創業しているものであって令和2年の売上と令和元年の売上を比較して20%かつ20万円以上減少していること

申請受付期間

令和3年7月26日から令和3年9月27日まで

支給額

上限/法人:30万円 個人:15万円



比較減少額	給付額
20万円以上～100万円未満	25,000円
100万円以上～200万円未満	50,000円
200万円以上～300万円未満	100,000円
300万円以上～400万円未満	150,000円
400万円以上～500万円未満	200,000円
500万円以上～600万円未満	250,000円
600万円以上	300,000円



QRコード

申請書類についてはホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/kinkyujizokukakyuhukin.html>



お問い合わせ先

緊急持続化給付金コールセンター

平日 9:00～17:00

電話/050-3850-0050

申請書郵送先/〒773-8501 小松島市横須町1-1 小松島市商工観光課

申請要件

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(個人においては、総収入のうち事業収入が占める割合が2分の1を超える者)、若しくは特定非営利活動法人又は市長が特に認める者。
- (2) 次いずれかに該当すること。
 - 法人/平成31年3月以前より創業した法人であって直近の決算年度とその前の決算年度の売上を比較して20%かつ20万円以上減少していること(決算年度範囲については特例があります。)
 - 個人/平成30年12月以前より創業したものであって令和2年の売上と令和元年の売上を比較して20%かつ20万円以上減少していること
- (3) 市税の滞納その他、市に対する債務の不履行がない者。
(市税、健康保険料、後期高齢者保険料、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、上下水道使用料)
- (4) 暴力団(小松島市暴力団排除条例(平成24年小松島市条例第29号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ)でない者。
- (5) 暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)でない者。
- (6) 法人の役員が暴力団員でない者。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13号に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。
- (9) 農林漁業者でないこと。
- (10) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行っていないもの。

決算年度の特例

※1年間の売上と比較すると、支給要件(20万円以上の減少、減少率20%)に当てはまらない場合、コロナウイルス感染症の影響を受けた対象月は令和2年4月以降とみなし、売上を算出することができます。

例 決算月が10月の場合

平成30年 平成31年(令和元年) (単位:千円)

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500

年間売上 6,000,000円

令和元年 令和2年 (単位:千円)

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
600	600	600	500	500	500	400	300	400	300	300	400

年間売上 5,400,000円 → 年間売上では、10%の減少率で対象外。

特例を適用 令和2年4月以降の7か月間の売上合計2,600,000÷影響を受けた月数 7か月×12ヶ月
約4,500,000円 → 減少額150万円、減少率約25%で該当。

給付金の支払いについて

- ・申請書類の審査後、不備等がないと確認できた事業者から、順次支払います。よって、申請件数が多い場合は、申請から支払いまである程度の日数がかかることをご了承ください。
- ・追加資料を提出いただけない場合や不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定となる場合があります。
- ・支払いをした後に、支払い通知書を各店舗・事業者へ送付します。
- ・申請書類の審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知書を発送します。